

# 新型コロナウイルス感染症に関する情報（週報）



12月9日（水）～12月15日（火）

## 一週間の感染者の動向

<b>新規感染者（市内）</b> （先週比） <処遇> 入院（調整中含む） ホテル療養等	<b>85人</b> （+37）  63人 22人
<b>入院者の動き</b> 退院 ホテル療養移行	46人 12人
<b>検査件数</b> （12月7日～ 陽性率（12月13日）	<b>1,595人</b> 4.4%

## 入院者（12月15日現在）

<b>市内入院者</b> （調整中含む） <内訳> 重症 中等症 軽症	<b>65人</b>  1人 4人 60人
先週比、 <b>11</b> 人の増	
<b>市外入院者</b> （先週比）	<b>2人</b> （△6）

## 市民のみなさまへのお願い（12月16日）



- 「**千葉市新型コロナウイルス感染症対策条例**」が施行されます。感染拡大が進む中、**市民や事業者の皆様と千葉市が協力**して対策に取り組むことなどが定められています（別紙詳細）。ご協力をお願いいたします。
- 県は14日に、重症化のリスクが高いとされる**ご高齢の方や基礎疾患**をお持ちの方に対し、①**不要不急の外出を控える**こと、②**ご本人だけでなく、同居の方も**感染防止対策に細心の注意を払うこと等呼びかけました（別紙詳細）。
- 人が集まる機会が多い季節を迎えます。大人数の会食、**特に飲酒を伴う場合は飛沫感染のリスクが高まる**ことを各々が認識してください。会食は短時間とし、**会話は食事を済ませてからマスクをして楽しんでください**。
- 冬季の発熱患者を減らし医療機関の負担軽減を図るため、10月から**インフルエンザ等の予防接種の対象を拡大**しました。積極的な接種をお願いします。
- 家庭内感染が増えています。家庭内でもこまめな**手洗い**・定期的な**換気**・ドアノブなどよく触れる部分の**消毒**・**タオルの共用をしない**こと・室内の**加湿**等に日頃から取り組みましょう。

# 病床数から見た市内の医療の状況

12月16日現在

蔓延期までの状況

いつもと同じ

ステージ0

確保している病床でコントロールすることが十分可能な状態

安心

ステージ1

注意が必要！

ステージ2

確保している病床が半分以上埋っている状態

やや不安！

ステージ3

現在はここ！

増加傾向

悪い状況！

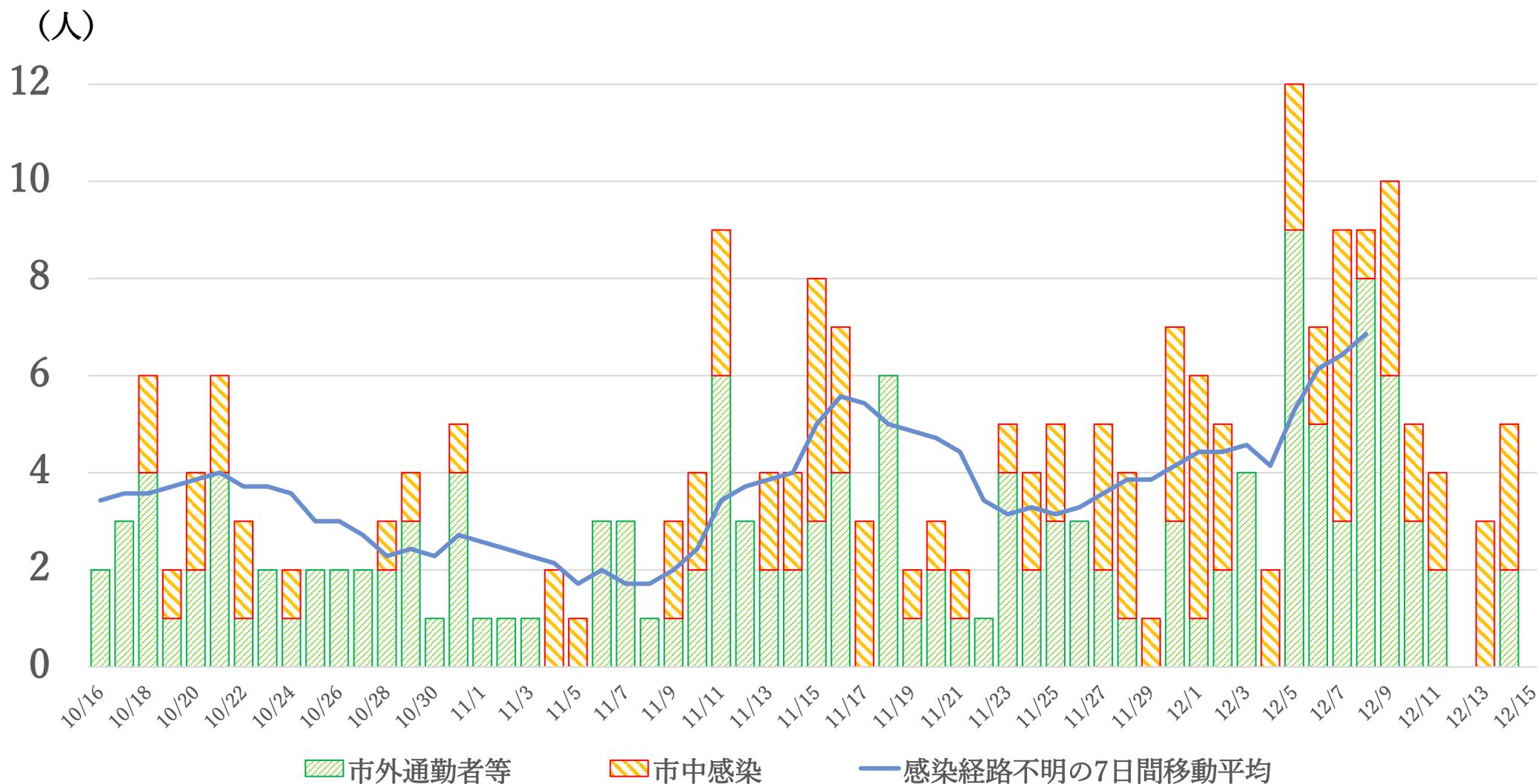
ステージ4

確保している病床が埋まり、蔓延期の病床まで拡大して対応せざるを得ない状態

収束に向けた流れ

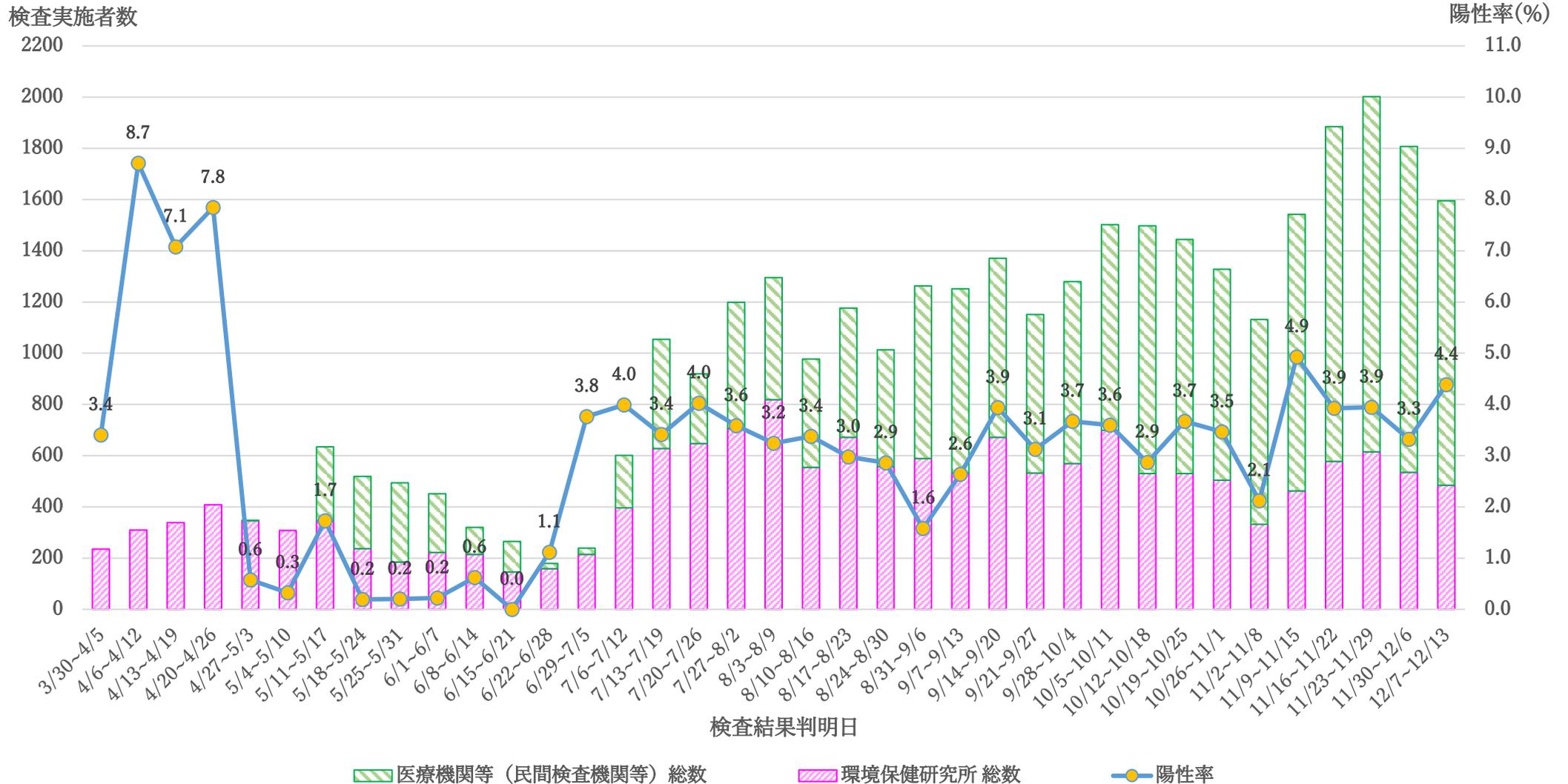
# 感染経路不明の新規感染者数（発症日別）

10月16日～12月15日



# 市内の検査場所別の検査実施数及び陽性率

12月13日時点



※医療機関等 (民間検査機関等) の検査実績等は、報告までにタイムラグがあるため、上記のデータは速報値です。後日、数値が更新される場合があります。

# 新型コロナウイルス感染症を含む主な死因別統計（全国・千葉市）

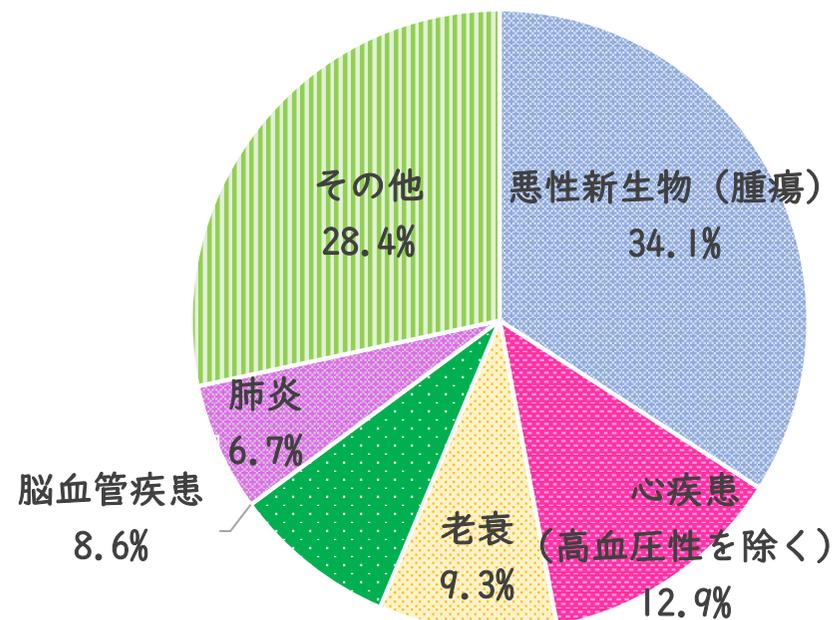


令和2年7月分

(令和2年12月4日厚生労働省発表概数)

死因	全国		千葉市	
	人数	割合	人数	割合
悪性新生物（腫瘍）	31,591人	30.4%	234人	34.1%
心疾患 （高血圧性を除く）	14,397人	13.8%	89人	12.9%
老衰	9,969人	9.6%	64人	9.3%
脳血管疾患	7,686人	7.4%	59人	8.6%
肺炎	5,209人	5.0%	46人	6.7%
<b>新型コロナウイルス感染症</b>	<b>46人</b>	<b>0.044%</b>	<b>0人</b>	<b>0.0%</b>
その他	35,148人	33.7%	195人	28.4%
合計	104,046人		687人	

## 死因別統計（千葉市）



※新型コロナウイルス感染症…0.0%

- ・令和2年7月において、千葉市では新型コロナウイルス感染症による死者は発生していません。
- ・引き続き新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を行うだけでなく、健康診断などによる他の病気への予防にも配慮して、健康づくりに努めていきましょう。

# 新型コロナウイルス感染症対策条例

を制定しました

(令和2年12月17日施行)



感染防止対策を推進するには、皆さまの協力が必要です。  
市全体で一丸となって、対策に取り組んでいきましょう！！

## 条例の目的 (第1条)

新型コロナウイルス感染症のまん延の防止のため感染症対策を推進し、それによって市民の皆さまの生命及び健康を保護し、同時に安全で安心な市民生活を守ることを目的としています。

## 市の責務 (第2条)

- 感染症対策を的確かつ迅速に実施します。
  - 感染症に係る必要な知識の普及及び適切な情報の発信に努めます。
- \*市ホームページなどでの情報提供のほか、公民館などでも1週間の感染者の動向などをまとめた週報を掲示しています。ぜひ、ご覧ください。

## 市民の責務 (第3条)

- 感染症の予防及びまん延の防止に努めてください。
- 保健所が行う調査をはじめ、市が行う感染症対策に協力をお願いします。



## 事業者の責務 (第4条)

- 事業の実施に関し、感染症の予防及びまん延の防止のために必要な措置を講ずるよう努めてください。
- 保健所が行う調査をはじめ、市が行う感染症対策に協力をお願いします。

## 不当な差別的取扱いの禁止 (第5条)

- 感染者、医療関係者など誰に対しても、感染している・感染の恐れがあることを理由に不当な差別的取扱いをしてはいけません。
- 情報の発信に当たっては、その情報の正確性や情報源の確認をし、それを発信することで生じる影響を考慮しましょう。

- マスクの着用など咳エチケットを徹底してください。
- 人との距離を確保し、3つの密を避けましょう。
- 健康管理を徹底し、体調が悪いときは休みましょう。
- こまめに手洗い・手指消毒。
- 懇親会などの会食時もしっかり対策を取り、感染症対策済みのお店を利用しましょう。



千葉市 コロナ 取組宣言の店

検索

こちらからも  
ご覧いただけます



- 「千葉市新型コロナウイルス感染症対策取組宣言(※1)」の店に登録し、併せて「千葉市コロナ追跡サービス(※2)」の利用をお願いします。

※1 取組み宣言登録方法



市HPから  
電子申請

登録したアドレスに、市からステッカーのデータを配布

ステッカーを印刷し、店頭などに掲示

※2 追跡サービス登録方法



市HPから  
電子申請

登録したアドレスに、二次元バーコードのデータが届く

二次元バーコードを印刷し、店頭などに掲示

- 各業界のガイドラインを遵守し、それに沿った対策を行いましょう。

- 感染者等に関する個人情報や心ない書き込みをインターネット・SNSに掲載・投稿することはやめましょう。
- 誤った情報や不確かな情報をうのみにして拡散することはやめましょう。
- 自分や大切な人が感染したらと考え、お互いを思いやる気持ちを忘れずに行動しましょう！



何か困ったことが起きた時には遠慮せず相談しよう！ <法務省人権相談窓口>

①みんなの人権110番 ☎0570-003-110

②子どもの人権110番 ☎0120-007-110

③女性の人権ホットライン ☎0570-070-810

④外国語人権相談ダイヤル ☎0570-090-911

(Foreign-language Human Rights Hotline)

①~③

平日8:30~17:15

④平日9:00~17:00



ご理解・ご協力をお願いいたします



新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のために  
県民の皆様をお願いしたいこと

令和2年12月14日

- ① 重症化リスクが高いとされる高齢者や基礎疾患<sup>※1</sup>をお持ちの方は、感染リスクの高い場所<sup>※2</sup>への不要不急の外出を控えてください。

※1 重症化リスクの高い基礎疾患には、慢性閉塞性肺疾患（COPD）、慢性腎臓病、糖尿病、高血圧、心血管疾患、肥満があります。

※2 感染リスクの高い場所：東京都など感染が拡大している地域及び3つの密のある場所 等

- ② 重症化リスクの高い方と同居のご家族の方は、この感染症が、「無症状であっても感染することがある」ということを常に心に留めて、感染防止対策に細心の注意を払ってください。

- ③ 全ての県民の皆様に、基本的な感染防止対策の確実な実践を改めてお願いします。